

## 家賃の支払いについて一人で 悩んでいませんか！

**新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。**

当社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃滞納に関する相談に応じます。

感染拡大防止対策を行ったうえで、各出張所においても相談を受け付けておりますが、事前に予約をお願いします。



**専門相談窓口  
専用ダイヤル**

☎(098) 917-1210

## 口座振替のご利用はいかがですか

皆さんからこんなご相談を多くいただいております。

毎月家賃を支払いに  
行くのが大変！



支払うたびに現金を  
持ち歩くのが心配！



キャッシュレス決済  
に興味ある！



不要不急の外出を  
今は控えたい！



■預金口座振替依頼書を金融機関窓口へ直接ご提出ください。

1つでもあてはまった方は  
口座振替をおすすめします。

非接触で  
安心・安全

取扱銀行一覧

琉球銀行、沖縄銀行  
沖縄海邦銀行、JA沖縄  
コザ信金、沖縄労働金庫



ジュウコウくん

## ☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間:8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること《入居係》 ☎098-917-2206  
(例:親族を同居させたい)  
(例:名義人の死亡、離婚)  
(例:連帯保証人の死亡、転職、住所や電話番号の変更)
- 県営住宅退去・減免申請、  
入居者の異動、収入申告に関すること《収入調査係》 ☎098-917-2435  
(例:結婚や進学・就職によって団地から転出)
- 駐車場(車庫証明発行、契約・解除手続き等)に関すること《駐車場係》 ☎098-917-2437  
(例:車両を変更した)
- 家賃支払いに関すること《収納係》 ☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事《専門相談員》 ☎098-917-1210
- 修繕の申込・相談に関すること  
模様替え申請に関すること《施設整備係》 ☎098-917-2438

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- 名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX:0980-43-7971
- コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX:098-988-7687
- 宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX:098-917-6174

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合もございます。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。  
※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

けんえいじゅうたく

# 県営住宅だより

2021

春号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



第6号

## エレベーターは正しく乗ろう！



ボタンはていねいにおしまししょう。  
ボタンやスイッチを乱暴に扱うと、故障したり、閉じ込められる原因となります。



ドアにさわったり、ムリにあけようとしてはいけません。  
開く戸に手が引きこまれたり、急停止し閉じ込められる原因となります。



ドアがしまりかけたら、はしってのはいけません。  
ドアにぶつかったり、はさまったり、転倒する原因となります。



すき間やあなにゆびをいれたりしてはいけません。  
ケガ・故障の原因となります。



エレベーターの中でどきはなったりしてはいけません。  
安全装置が働いて、中に閉じ込められるなど思わぬ事故の原因となります。



足もとをかくにんしてのりおりしましょう。  
あわてて乗り降りすると、つまずいて転倒する恐れがあります。

### 保護者の皆様へ

エレベーターは誤った使い方をすると、思いがけない事故に繋がる恐れがあります。エレベーターをご利用のときは、お子さまから目をはなさないよう、お願い致します。

団地自治会の皆様へ

- ・エレベーター内の清掃にあたっては、水の使用は避けてください。
- ・レールにゴミ等がたまることのないように、日頃からこまめに清掃ください。



オートバイや自転車等をエレベーターに乗せる行為は、昇降機の故障・事故の原因となりますので、**このような行為絶対におやめください。**

オートバイや自転車は指定の駐輪場へ駐車ください(エレベーターホールに駐車しない)。

## 6月初旬に「収入申告書」の用紙を発送します!

県営住宅の使用料(家賃)は、お住まいの方の収入と住宅の広さや立地条件などに応じて決定します。そのため、毎年、収入を証明する書類等を添付した「収入申告書」を期限までに提出していただき、それにもとづいて、翌年度の使用料を決定しています。

6月初旬に「収入申告書」の用紙を発送しますので、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、同封する返信用封筒に入れて、**6月30日(水)**までに提出してください。「収入申告書」の提出は、県営住宅にお住まいの方の義務です。提出されない方については、世帯の収入状況にかかわらず、近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくこととなりますので、**必ず提出してください。**

### ●お問い合わせ先

収入調査係 ☎098-917-2435 9時~17時(土日祝は除く)

※書類送付後、一週間位は、電話が非常に混雑します。電話が繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直してください。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送での提出**にご協力ください。

## 【お願い】孤独死を未然に防ぐために

今日、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化など社会情勢の変化に伴い、私たちの身の回りの地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。沖縄県においても、都市部においては集合住宅を中心に住民の入れ替わりが多く地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

おかしいと思ったら連絡をお願いします。



- 最近、姿を見かけない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 洗濯物がほしたままになっている。
- 部屋の電気が消えたまま、ついたまま等

沖縄県住宅供給公社 入居係 098-917-2206

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために!

新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

STOP! 感染拡大

LINE コロナお知らせシステム (愛称: RICC)

もしもの時に、接触の可能性をお知らせします。

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

## 家賃減免制度について

病気療養や災害等により世帯収入が一時的に著しく減少し、住宅使用料(家賃)の支払いが困難である場合に利用可能。家賃減免が適用される期間は原則、申請が受理された翌月から当該年度までです。その間、住宅使用料(家賃)の一部が免除となりますが、減免申請には所得基準やその他申請要件がございますので、詳しくは公社へお尋ねください。

## 収入再認定に関するお知らせ

令和3年度の家賃について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べて令和2年の収入が著しく減少した世帯については、失職、転職以外の事由による収入の変動についても見直しができる場合があります。

なお、家賃の見直しは、申請月の翌月からの適用となります。

詳しくは、収入調査係までお問合せください。

収入調査係 (098) 917-2435

## 消防訓練を行っていますか?

災害時に被害を少なくするためには自衛消防訓練が必要です!

火災や地震などの災害は、いつ、どこで発生するか予測できません。みなさん自身を守るために、災害による被害を最小限に食い止められるよう、積極的に訓練を実施することが大切です。訓練で、災害時の行動を身につけ、防災意識を高めましょう。また、消防法令では定期的に訓練を実施するよう定められており、**年に1回以上行う必要があります。**定期的に訓練を行い、災害時の避難経路や避難場所を確認しておきましょう。実施する際には、規模の縮小や3密を避けるなど、必要な感染症対策を講じていただくようお願いします。



過去の消防訓練の様子



### 住宅用消火器の取扱いについて

- お部屋には、住宅用消火器が設置されています。
- 出火した場合は、備え付けの住宅用消火器を使用して初期消火を行ってください。
- 住宅用消火器は所定の場所から動かさず、消火器に備え付けている取扱説明書に沿った使い方、管理、点検を行ってください。
- 異常があれば、お近くの公社事務所又は修繕業者までお問い合わせください。

## 生活ルールを守りましょう!

県営住宅は共同住宅であり、日常生活のさまざまなことについて約束事やルールがあります。それらを守っていただくことが、みなさんの快適な生活につながりますので皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### ○ 共益費の支払いは、みなさんの義務です

共益費は、エレベーターや廊下灯の電気料などに使われます。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります(生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)ので、必ずお支払いください。



### ○ ごみは所定の場所に、決められた日に!

ごみは、ごみ置場または所定の場所に決められた日に出すようにして、収集日以外に出すことは絶対に行わないでください。収集日・収集方法など詳しいことは所轄の市町村等の指示に従ってください。



### ○ 暮らしの音に気配りを!

外出の自粛や在宅勤務等により自宅で過ごす時間が長くなることで、日常の何気ない生活音がトラブルになることがあります。集合住宅の場合、隣室や下の階からの指摘ではじめて騒音を自覚するケースも少なくありません。快適な生活には一人ひとりの心がけが大切です。



### ○ 犬、猫、鳥等の飼育は、禁止です

他の入居者に迷惑となる犬、猫、鳥等の動物の飼育や敷地内での飼育はお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることもあります。ペットの飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてください。



### ○ 菜園(花壇なども含む)耕作は禁止しています

団地の広場や庭などを、個人や自治会が勝手に使用することはできません。耕作をしている場合は、速やかに中止し、原状に戻してください。



### ○ 違法駐車はやめましょう

通路や空地为保管場所代わりに使用することは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に違反する場合があります。また、緊急車両の進入の妨げになるほか、見通しを悪くするため、交通事故にもつながりますので、決められた駐車場をご利用ください。

